

台風時の対応について

名古屋地方気象台から「豊橋市」「豊川市」、または「自分が居住する市町村」のいずれかに暴風警報が発令されたときは、以下のように対応すること。

※「豊橋市」「豊川市」「蒲郡市」「田原市」すべてに暴風警報が発令されている場合は、「愛知県東三河南部に暴風警報が発令」と表現されることもある。

1 対応

(1) 「豊橋市」「豊川市」のいずれかに警報が発令されたとき

ア 午前6時30分までに警報が解除された場合は、平常通り授業を行う。

イ 午前6時30分以降11時までに警報が解除された場合は、授業は警報解除後2時間を経て授業を始める。

ウ 午前11時以降警報が解除されている場合は、授業を行わない。

エ 前日の午後11時までに警報が解除されていない場合は、課外授業など始業前の活動は行わない。

上記ア、イの場合、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な生徒は、登校しなくてよい。

(2) 「豊橋市」「豊川市」には警報が発令されていないが、「自分が居住する市町村」に警報が発令されたとき

ア 発令中は、登校しない。

イ 警報が解除された場合は、安全を確認した上で登校する。

授業が行われていても、上記ア、イの場合、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な生徒は、登校しなくてよい。

特別警報が発表された場合の対応について

名古屋地方気象台から「豊橋市」「豊川市」、または「自分が居住する市町村」のいずれかに特別警報が発表されたときは、学校として以下のように対応する。

(1) 登校以前に名古屋地方気象台から特別警報が発表されている場合

ア 学校での全ての活動（授業を含む）を行わず、休業とする。

イ 特別警報がその日のうちに解除された場合も、学校での全ての活動（授業を含む）を行わない。

ウ 解除後の学校での全ての活動（授業を含む）の開始については、学校から生徒に伝える。

※ウ の場合でも、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な生徒は、登校せず、事情を学校に連絡する。

(2) 登校後に名古屋地方気象台から特別警報が発表された場合

ただちに学校での全ての活動（授業を含む）を中止し、生徒の生命及び安全を確保するため、校内に留め置く、校外の避難場所へ移動させる等の対応を行うとともに、本校ホームページに対応内容を掲示する。

(3) 生徒を校内に留め置いた後、特別警報が解除された場合

災害の状況及び気象、交通機関、通学路の状況等から、生徒の帰宅が困難と認められるときは、引き続き校内に留め置く。